

◇ 配当還元方式による評価は正当？

Q : 配当還元方式で算定した価額での譲渡が、著しく低い価額での譲渡に該当するかどうかで争われた裁判があったとか。どのような判決だったのですか？

A : 裁判所は、課税庁の処分を取り消す判決を下しました。

【解説】

この事案は、原告が非上場株式を「配当還元方式」で算出される金額より少し高い価額で譲り受けたことに対して、課税当局が、株の時価に配当還元方式を使うのは極めて不合理で、評価通達に基づかない評価方式が正当と是認される特別の事情があるとして課税処分をしたというもの。

判決では、まず、取引相場のない株式の算定方法とされている類似業種比準方式も配当還元方式も評価方法そのものには合理性があるとした上で、同族株主以外の株主である原告が取得した株式の価額は、配当還元方式によって算出すべきであり、配当還元価額より少し高い価額での取引は、著しく低い価額の対価での譲り受けには該当しないとしました。

次に、評価通達に基づかない評価方式が正当と是認される特別の事情があるかどうかについては、課税庁の主張する「贈与税の負担を免れるため評価通達による評価額を上回ればよいとの基準で価格を定めている」「株式の本来の時価に照らし不当に低額」等を考慮しても評価通達に基づかない評価方式が正当と是認される特別の事情があるとはいえないとして課税庁の処分を取り消しました。

